

★ 広島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（条例第二十九号）

一 制定の理由

新型コロナウイルス感染症対策の推進に係る財源確保及び現下の経済情勢等を総合的に勘案し、県議会議員の議員報酬を減額する特例措置を行うため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 県議会議員に支給する議員報酬月額、次の割合に相当する額を減じた額とした。

県議会議員の区分	割合
一 議長	一〇〇分の一二
二 副議長及び議員	一〇〇分の一〇

2 県議会議員に支給する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額、1の減額前の額とした。

3 特例措置の期間は、令和二年六月一日から令和二年十一月三十日までとした。

三 施行期日

令和二年六月一日

★ 知事等の給与の特例に関する条例（条例第三十号）（人事課）

一 制定の理由

現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 次の知事等に支給する給料の月額を、次の割合に相当する額を減じた額とした。

区	分	割合
一 知事		一〇〇分の一二
二 副知事		一〇〇分の一〇
三 教育長		
四 病院事業の管理者		
五 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員		

2 地域手当（他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。）を除く手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、1の減額前の額とした。

3 知事の期末手当については、支給しないこととした。

4 特例措置の期間は、令和二年六月一日から令和二年十一月三十日までとした。

三 施行期日

令和二年六月一日

★ 広島県新型コロナウイルス感染症対策基金条例（条例第三十一号）（財政課）

一 制定の理由

新型コロナウイルス感染症に係る寄附金を新型コロナウイルス感染症対策に資する事業の実施に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、新型コロナウイルス感染症対策に資する事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

令和二年五月二十九日

★ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）（人事課）

一 改正の理由

人事院規則の一部改正を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業の業務に従事する職員に対して特殊勤務手当を措置する特例を定める改正を行った。

二 改正の内容

次表上欄に掲げる作業に従事する職員に対し、同表下欄に掲げる額の特殊勤務手当を支給する。

手当を支給する作業	手当額（日額）
新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するための作業であつて人事委員会が定めるもの	三、〇〇〇円
右欄のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの方に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準じると認める作業	四、〇〇〇円

三 施行期日等

令和二年五月二十九日から施行し、令和二年二月一日から適用する。